

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項																	
<p>緑風冠高等学校</p>	<p>行政財産使用料について、「行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準」に基づく遡増措置を適用せずに算出を誤っていたため、使用者からの使用料を過大に徴収していた。</p> <table border="1" data-bbox="498 569 1673 835"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">許可数量</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="3">年間使用料</th> <th rowspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>40.00㎡</td> <td>給品部</td> <td>96,800円</td> <td>78,540円</td> <td>18,260円</td> <td>令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>						種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間	誤 (既収納額)	正	超過額	建物	40.00㎡	給品部	96,800円	78,540円	18,260円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用料) 第27条 前条の規定により難しい場合における使用料の額の基準は、知事が別に定める。</p> <p>【行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準】 (令和5年1月4日付け財活第1583号 財務部長通知 別紙2) (各年度の使用料等の算定) 第4 第3の適用範囲に属する使用許可又は貸付けに係る令和5年度における使用料等の額の算定は次による。 (1) 改定使用料又は改定貸付料の額が令和4年度の使用料又は貸付料に1.05を乗じた額を上回るときは、令和4年度の使用料又は貸付料に1.05を乗じた額を令和5年度の使用料又は貸付料の額とする。(以下略)</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間																		
			誤 (既収納額)	正	超過額																			
建物	40.00㎡	給品部	96,800円	78,540円	18,260円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで																		
<p>措置の内容</p>																								
<p>過大に徴収した使用料については、戻出処理を行い使用者に返金した。 検出事項の原因は、「行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準」に基づく遡増措置を、担当者及び事務室職員が十分に理解していなかったことにある。 再発防止に向けて、担当者及び事務室職員に対し遡増措置について適切に実施するよう周知するとともに、行政財産使用料算出の際は複数の職員で確認を行うことによりチェック体制を強化した。 今後は、「行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準」に基づき、適正な事務処理を行う。</p>																								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）